

抗告理由書要旨

令和7年4月21日

記

第1 宗教法人法81条1項1号「法令に違反」

原決定が引用する最高裁令和7年3月3日決定は、民法の不法行為法上違法と評価される行為は「法令に違反」と言う。しかし、この「不法行為法上違法」には、実定法規である「法令」に違反する場合と、公序良俗や権利濫用など「不文の秩序（社会的相当性・社会規範）」に違反する場合の両方を含む（最高裁平成18年3月30日判決）。後者が「法令に違反」する行為だというのは「法令（＝実定法規）」の文理に明らかに反する。

第2 国際法違反（憲法98条2項違反）

日本政府が批准した国際人権規約18条3項は、信教の自由に対して明確に「法律で定める制限」のみを許容する。しかるに、社会規範違反の不法行為や宗教法人の解散事由の「公共の福祉」は、「法律で定める制限」といえるほど明確ではなく、国際法に違反する。

第3 コンプライアンス宣言以降の不法行為事実の認定

1 はじめに

本件裁判の事実論における最大の争点は、「コンプライアンス宣言（2009年）」以降におけるいわゆる「継続性」である。同宣言以降の献金等につき不法行為を認めた民事判決は2件しかない。しかるに、原決定は、コンプライアンス宣言後の訴訟上の和解及び裁判外の示談について「合理的な推測」をもとに不法行為の成立を認めるという「不法行為の水増し認定」を行い、「継続性」を強引に認めた。

2 原決定要旨

原決定は、上記水増し認定をする前提に、昭和50年代後半から200

9年までの30年間、抗告人（世界平和統一家庭連合）の信者による献金勧誘等行為に以下①～③の相当に根深い「本件問題状況」があるとした。

- ① 本人や親族に、複雑な家庭環境、不幸な出来事、高齢等の困難な事情を抱える者に対し、
- ② 原因の多くは怨恨を持つ霊の因縁等によるものであり、問題解消のために献金が必要と繰り返し述べて献金勧誘し、
- ③ その結果、本人や近親者の生活に借金等の重大な支障が生ずる献金等を繰り返し行わせた

そのため、「弥縫策」ではない本質的で実効性のある「根本的な対策」が講じられなければ、本件問題状況は残存すると考えるのが合理的であると推論した。結局、原決定は、抗告人による「根本的な対策」を否定し、コンプライアンス宣言後も相当程度の「顕在化しない」被害申告の存在が「想定」されるという憶測のもとに、現在もなお「看過できない」程度に本件問題状況が残存すると結論づけた。

3 原決定の論理の検証

ア 「本件問題状況」の虚構性

拉致監禁により脱会させられ、集団訴訟を提起した「青春返せ訴訟」の原告ら（青年時に入信）においては、本件問題状況①に言う困難な事情を抱えていた者はいない。その他の事件の一般信者においてもそのような問題を抱えていた者は少ない。

本件問題状況②の勧誘態様にいう「先祖の因縁」や「地獄の恐怖」により献金させられたとする主張は、全国靈感商法対策弁護士連絡会（「全国弁連」）の弁護士らが、本人の認識とは関係なく行う定型化された虚偽の筋書きである。もっとも、本件問題状況②と類似の言説があったと原告が主張した事件で、東京高裁平成19年7月12日判決は、抗告人の信者が「独身祝福献金」70万円を勧誘するに際して「祝福を

受けなければ地獄に行くことになる」などと話し、また、「先祖解怨献金」合計349万3000円を勧誘するに際し、「献金をしなければ地獄に行った先祖を解放することはできず、先祖を解放することで地上にいる者も救われる」などと述べたとしても、「教義の説明の域を出て」おらず、「具体的な害悪の告知をしたり、心理的な圧迫をかけたりした事実を認めるに足りる的確な証拠はない」として違法性を否定した判決がある。このように、原決定がいうところの本件問題状況②は、担当裁判官によって判断が分かれる類のものであって、一律に悪質であると評価できるものではない。

イ コンプライアンス宣言後の取り組みの矮小評価

「弥縫策」と「根本的な対策」の区別がそもそも不明であり、原決定の認定は恣意的である。そもそも、原告人において、雇用関係にない10万人以上の信者を完全に指揮監督することはできない。原告人がコンプライアンス宣言に基づく信者指導に努めてきたにもかかわらず、仮に一部の現場で何らかの問題事案が発生したからといって、そのことを捉えて原告人を解散させることはできないはずである（いわゆる「組織性」がない）。

ウ 本件問題状況の残存を認定する「推測」の不当性

和解・示談は不法行為を認める前提で行ったものではない。元信者の生活など諸事情に鑑みて和解・示談に応じたものである。単に和解・示談をしたというだけで、「合理的な推測として、不法行為が成立する」と事実認定するのは実に乱暴である。

エ 「顕在化されない被害」の不当性

「顕在化されない被害」を勝手に「想定」して不法行為被害を水増しするのは、証拠裁判主義（憲法31条、民事訴訟法247条、非訟事件手続法60条）に反する。

オ 「看過できない」程度に残存という判断の不明瞭性

原決定は、「推測」に基づき不法行為を認定し、証拠裁判主義に反して「顕在化されない被害」の存在を「想定」した上、本件問題状況がコンプライアンス宣言後には相当程度緩和していることを認めつつも、なお「看過できない」程度に残存しているとした。この「看過できない」という判断基準は極めて不明瞭で恣意的である。

4 コンプライアンス宣言後の民事判決における本件問題状況

おって補充主張予定

5 コンプライアンス宣言後の訴訟上の和解における本件問題状況

(1) 総説

元信者が抗告人を訴えてくる民事裁判の実質は、「信仰を失ったので、かつて出した献金を返して欲しい」という献金返還請求であるが、それでは裁判にならないため、畏怖誤信させられて献金させられたと殊更に主張することにより不法行為訴訟として意図的に構成されたものである。このような訴訟であっても、抗告人が和解に応じてきたのは、元信者の生活等の諸事情を総合的に考慮したからであり、これは解決金という形で献金の一部を返金したものであって、不法行為を認めたものではない。

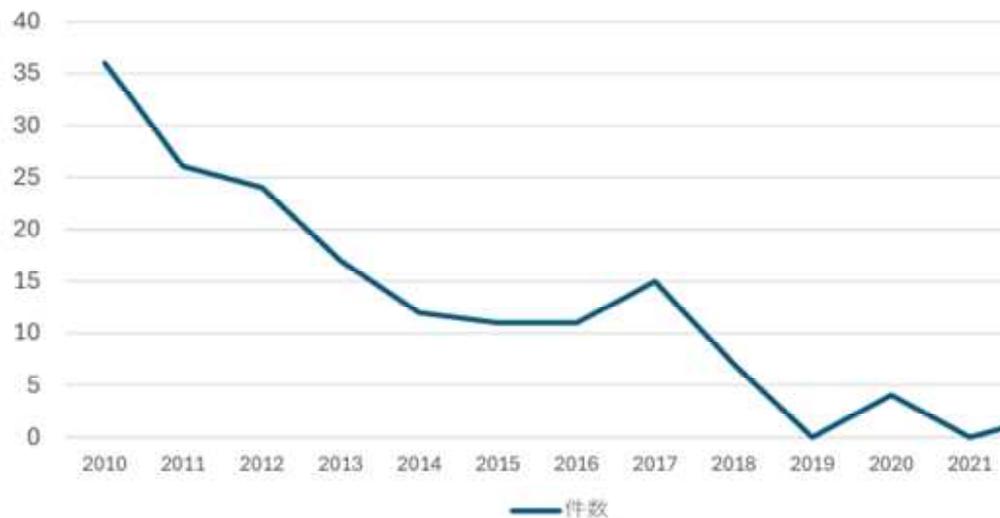
しかるに、原決定は、証拠をまともに精査しないで、全く筋違いな不当利得返還請求訴訟の和解事件までも含めて、十把一絡げに「不法行為」であると推測・認定している。

(2)～(10) 9名の訴訟上の和解事件の中身を検証すると、本件問題状況などなく、不法行為の成立など認められない。例えば、全国弁連所属弁護士が原告代理人を務めたS事件は、一審で悪質な虚偽主張・証拠捏造が証明され、抗告人が全面勝訴した事案である(高裁で和解勧誘を受けて解決金を支払う)。

6 コンプライアンス宣言後の裁判外の示談における本件問題状況

(1) 総説

コンプライアンス宣言後の示談は、以下表の通り激減している。



(2)～(14) 2018年以降の13件の示談案件について、本件問題状況

①～③が存在せず、不法行為が認められないことを証拠をもって各論的に検証し、これを明らかにした。特に酷い案件では、示談書しか存在せず、不法行為の主張が不明なものが数件あり、原決定が行った推測の杜撰さが浮き彫りになっている(地裁が証拠を読んでいないことは明らか)。

(15) 最近の虚偽捏造事案

最近まで献金していたAとBの陳述書には、本件問題状況に見せかけた内容が具体的に記載されていたが、原審で証人尋問を実施した結果、それらが文科省によって虚偽捏造された作文であることが白日の下に明らかになった。また、同じく最近まで献金をしていたC及びDの陳述書については、同省による悪質な虚偽捏造行為を供述名義人本人が暴露している。

いわゆる「継続性」の観点からは、コンプライアンス宣言以降の裁判

外事案で、これら文科省作成・提出に係る元信者の陳述書を巡る攻防が主戦場であったにもかかわらず、原決定は、地に足をつけたこの具体的事実を巡る攻防を殊更に無視した。これが、原審審理中に判明した文科省による虚偽証拠捏造行為を不問に付してこれらを隠蔽する意図によるものであることは明らかである。すなわち、原決定は、文科省が作成・提出した陳述書の虚偽捏造事実を否定することができないため（同省自身、否定せず沈黙）、元信者の陳述書には一切触れないと決め込み、その代わりに和解・示談から推測によって不法行為の成立を強引に認定することで不法行為件数と被害額の水増しを図り、それらを解散事由に取り込むという、常軌を逸した論理を編み出したのである。

7 原告人に対する理不尽な扱い

(1) 原告人を被告とする民事裁判の実情

実体的真実の発見ではなく擬制的真実で妥協するしかない民事訴訟制度における過去の民事判決を、解散事由有無判断の証拠とすべきではない。

原告人に政治的・思想的理由から反対する左翼弁護士らが、拉致監禁・脱会強要等の組織的人権侵害を行う脱会屋らと連携し、「造られた被害者」「背教者」を原告に仕立て上げてきた民事裁判の背景を銘記すべきである。

(2) 和解による不法行為認定の理不尽

和解事案においては擬制的真実すら存在しない。そもそも和解による解決は裁判所が積極的に推奨する方針である。裁判所自ら和解を推奨しておきながら、和解成立により解散事由を認定するのであれば、原告人は騙し討ちに遭ったようなものである。

8 総括

訴訟上の和解及び裁判外の示談を根拠として、推測により不法行為を認

定するのは、実体のない空論である。和解や示談を解散命令の根拠とするのは著しく法の正義に反する。法81条1項1号は「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」と規定しているところ、「推測」により認定された内容不明の不法行為は「著しく」公共の福祉を害すると「明らかに」認められる行為ではない。

第4 コンプライアンス宣言の徹底とその実効性

1 コンプライアンス宣言とその周知等の徹底

以下(1)～(8)の事実から、コンプライアンス宣言は十分に実効性がある。

- (1) コンプライアンス宣言の内容と発出の経緯
- (2) 全教会で信者へのコンプライアンス宣言の周知，教会内での掲示
- (3) 機関紙誌への掲示による信者への周知
- (4) コンプライアンス宣言後の公文による継続的方針の通達
- (5) コンプライアンス徹底のための法務局の事業計画と報告
- (6) 責任役員，本部局長らの会議における方針の徹底，報告及び対応
- (7) 全国責任者会議，地方組織での会議等で行った指導と教育等
- (8) コンプライアンス事項を含む牧会者規定を制定

2 K P I の評価方法の導入

抗告人は、K P I を取り入れてコンプライアンスを推進してきた。

3 コンプライアンス違反に対する制裁について

原決定は、コンプライアンス違反に対する制裁事実がないことから、コンプライアンス宣言の実効性を否定する。しかし、コンプライアンス宣言以降の献金の違法性を争った事案では、信者らの正当性を裁判で主張して争っていたものであったため、仮に裁判で主張が認められなかったとしても、掌を返して信者らに制裁を課すことは、信者らの抗告人に対する信頼を裏切るものであって、適切ではない。また、和解事案も不法行為を前提

としないため、制裁は不適切である。

4 2015年名称変更に伴う伝道活動の根本的改善

2015年の家庭連合への名称変更後も、「正体隠し」伝道との批判を受けぬよう教育を徹底し、コンプライアンス宣言を実効化してきた。

第5 「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」といえるか

1 「公共の福祉」の要件に該当するか

原決定は、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」と認定する。しかし、そもそも献金勧誘行為は、限定された「部分社会」における信者間の問題であり、「公共」に関わらない。

2 「明らかに認められる」か

コンプライアンス宣言後の事案で不法行為が確定したのは2件（計1761万円強）のみで、最後の献金は2014年（11年前）である。以後10年以上、不法行為は認定されていない。和解・示談から「推測」により抽象的・観念的な不法行為を認定したとしても、内容不明の不法行為では、それ自体明らかではなく、「著しく」公共の福祉を害すると「明らかに」認められるという要件は満たさない。

第6 解散命令が「必要でやむを得ない」といえるか

1 慎重な人権配慮が必要

(1) 解散命令の必要性判断における人権配慮の欠落

平成8年オウム事件最高裁決定は、「宗教法人の解散命令が確定したときはその清算手続が行われ、その結果、宗教法人に帰属する財産で礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分されることになるから、…憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない。」と判示して信者の信教の自由に配慮し、解散命令が「信者らの精神的・宗教的側面に及ぼす影響を考慮

しても、…必要でやむを得ない法的規制」か否かを慎重に吟味すべきとした。

しかるに、原決定は、解散命令が信者の信教の自由（憲法20条）に及ぼす重大な影響との比較衡量を全くせず、また、解散命令が出された場合に信者が被る社会的差別等の人権侵害についても全く考慮していない。これは、憲法11条（基本的人権）、13条（幸福追求権）、14条（法の下での平等）、22条（居住移転、職業選択の自由）に違反する。

また、抗告人は職員と扶養家族計4374名を抱えるところ、解散命令はこれら職員等の生存権（憲法25条）や子弟の教育を受ける権利（憲法26条）を直接的に脅かす。職員解雇は解散命令の法律上の効果である。しかるに、原決定はこれら生存権（憲法25条）や子弟の教育を受ける権利（憲法26条）を一切考慮していない。

(2) 人権侵害の実情

原決定が無視した信者が被る人権侵害被害の訴え（下記で一部を紹介）。

① ○○家庭教会所属の一世信者の訴え

「娘が、2023年の2月初め頃、『学校に行きたくない』と言
い出しました。何度もその理由を尋ねてみましたが、娘はその
理由を教えてはくれませんでした。次の日から精神的に不安定
な状態になり、学校に行けなくなりました。不登校になって1
ヶ月程たった頃、娘が急に泣き出し、学校に行けなくなった理
由を私に訴えてきました。娘は『学校で先生が家庭連合の話を
したんだ。家庭連合は悪いところだと皆の前で話すから怖くて
学校にいけない』と涙ながらに訴えました。その娘の姿がとて
もショックで、主人も娘の変わり果てた姿を見て驚いてしま
いました。私が『学校に、我が家は家庭連合の信仰を持っている

とちゃんと話してあげる』と娘に言うと、娘は『言わないで。学校に居られなくなる。怖いんだよ。』と言いました。私は『学校でも先生が家庭連合の悪口を言うのか』と思い、学校の先生を信じることができなくなりました。先生に対して抗議したい気持ちもありましたが、まずは娘の気持ちを大切に、娘を守らなくてはならないと思ったので、先生には何も話をしませんでした。娘はその後も7か月間、学校に通えませんでした。怖くて家からも出られず、ずっと泣いていました。家庭がこのような状況になったのも、マスコミの偏向報道による被害です。」

② ○○家庭教会所属の二世信者の訴え

「安倍元総理の銃撃事件以降…SNSを見てみると、家庭連合に対しての誹謗中傷が溢れ、中立な立場で意見を述べているものに対しても、『擁護する奴はあいつらの仲間だ』などという始末でした。『もういい、統一教会が何をやったかとか、どんな罪を犯したかなんて、どうでもいいよ。統一教会ってだけで罪だし、皆殺しにしなければならない連中であることは間違いない。この意見に反対する奴がいるなら、そいつは統一教会の味方であり、全人類の敵である』という投稿を見た時は、本当に私たちは無差別に殺される時がくるかもしれないと、恐怖を感じました。憎悪と差別が溢れ、それを異常とも思わない、そんな世の中で、私たちの家族はどうなってしまうのか、幼い我が子たちを見ながら涙したことも一度や二度ではありませんでした。」

③ ○○家庭教会所属の在日外国人信者の訴え

「私たちの家庭が苦しい度に力になってくれた所が、家庭連合であり、統一家族（教会員たち）でした。しかし、私の心の安

息所である宗教法人世界平和統一家庭連合が解散されると、これから私たちの家庭はどのように生きていったらいいのでしょうか。本当に途方に暮れています。」

2 根本的疑問

本件問題状況②における「霊の因縁等による問題解消のための献金の奨励」については、他の多くの宗教でも類似の言説を用いており、格別悪質な態様ではない（上記第3・3アで引用した東京高裁判決を参照）。また、他の宗教団体でも普通に見られる元信者による献金返還請求は、公益ではなく「私益」に関わるものである。格別悪質とは言えない「私益」を巡る紛争を根拠に、信者らの人権と職員・家族の生存権を敢えて犠牲にしてまで解散命令を出す必要があるのか疑問である。

3 問題発生の可能性は皆無

2012年から2021年までの10年間、消費者庁管理下の全相談のうち、抗告人に関する相談件数割合は全体の一万分の1にも満たない。安倍元首相銃撃事件後、抗告人は、さらにコンプライアンス宣言を徹底させ、献金確認書の提出や献金受領証の交付を励行することでトラブル発生防止に努めてきた。令和6年5月の消費者庁発表によれば、寄附の不当勧誘防止を定める新法に基づく勧告・命令は0件であった。

抗告人において問題が発生する可能性は皆無であり、解散の必要性はない。

4 比例原則（LRAの基準）

解散命令は宗教団体の信教の自由に対する重大な制約であり、その制約は必要最小限度のものでなければならない（比例原則，LRAの基準）。それゆえ、解散事由の継続性・現在性と制裁の緊急の必要性は、解散命令に必要不可欠な要件である。

2022年12月に「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する

法律」が新たに制定されて、不当な寄附勧誘行為が規制され、罰則規定の外、国による報告徴収・勧告命令、私法上の取消権なども用意されているのであるから、仮に抗告人の信者が違法な献金勧誘行為をしているというのであれば、より制限的ではない手段（LRA）である同法に基づく対応をまずは選択すべきであり、コンプライアンス宣言をもって組織を劇的に改善してきた抗告人に対し、いきなり解散命令を出すのは明らかに比例原則に反する。

5 なぜ今解散なのか

本件解散命令申立ては、山上被告が安倍元首相銃撃暗殺事件を起こしたことに端を発し、世論に押された岸田前首相が法解釈の強引な変更をした結果である。しかし、そもそも令和4年10月14日付け閣議決定では、「解散事由は認められない」とされていた。安倍元首相銃撃事件の前後で、抗告人に解散命令を出すことが「必要でやむを得ない」と認められるような事情の変化は何もない。

第7 本件の背景（拉致監禁と全国弁連等）

1 総説

原決定の過ちは、抗告人に対する民事裁判が起こされてきた政治的・思想的・社会的背景を「見て見ぬふり」をしたことにある。

2 左翼弁護士による全国弁連創設と拉致監禁との連携

全国弁連は、当初から「統一教会を解散させる」という目的を掲げ、極めて政治的・思想的な背景をもって発足した。同弁連所属弁護士は、拉致監禁を業とする脱会屋と緊密に連携し、脱会させられた元信者の代理人となり、虚偽主張や証拠捏造も厭わず抗告人に対する裁判を提起してきたのである。このような政治的・思想的・社会的背景を抜きにして、本件解散命令申立事件を考えることはできない。

マイク・ポンペイオ元国務長官やニュート・ギングリッジ元米国下院議

長ら米国保守政治家は、左翼勢力が仕組んだ本件の背景と目的を鋭く見抜き、単に信教の自由の観点からではなく、政治的・地政学的理由から原告人の解散に強く反対しているのである。また、外交政策として「信教の自由」を重視する姿勢を示すドナルド・トランプ米大統領は、自らの宗教顧問であるポーラ・ホワイト牧師を信仰局局長に任命している。

3 テロ犯に報酬を与えてはならない

本件は安倍元首相銃撃事件というテロ行為を契機とするところ、「テロ犯に報酬を与えてはならない」というのが民主主義国家の原則である。

安倍元首相銃撃事件以降、テロ犯を擁護するメディア報道の影響を受け、岸田前首相襲撃事件や立花N国党党首襲撃事件が相次いで発生した。安倍事件以前で要人を狙ったテロは2007年伊藤長崎市長に対する銃撃まで15年も遡る。明らかにここ数年、要人暗殺を狙ったテロが頻発している。その原因と理由は明らかである。

原決定は、「テロ犯に究極の報酬を与える」ものであって、上記由々しき傾向に拍車をかけるものである。

4 法の正義

(1) 原決定に対する有識者の批判

有識者による原決定に対する批判意見を引用（下記一部を紹介）

① 飯田泰之（明治大学教授・政治経済学）

「安倍元首相の事件が契機になって解散命令はおかしい。テロリズムに端を発し、結果的に山上徹也被告の意図に沿う形となった。世論主導によって宗教法人の解散という極めて重い処分が行われることは、法の支配に基づく国家としての根本原則を揺るがすものである。法治国家ではなく人治国家になってきている。」

② 石埼学（龍谷大学教授・法学）

「裁判所が憲法や法律を極めて柔軟に解釈して主権者や立法者のごと

く振る舞う傾向があることは立憲主義やデモクラシーにとって危険なこと。テロリストに議題設定させてしまったのは民主社会の敗北」

③ 池田信夫（経済学者）

「テロリストに最高の報酬を与えた。司法まで法より『空気』に流され、山上徹也の目的を達成した。」

④ 大田俊寛（埼玉大学非常勤講師，宗教学）

「なぜここまで急がねばならないのだろうかと言う印象がある。情報を可能な限りオープンにして慎重に状況を吟味し、議論と熟慮を重ねた上で決定すべきであった。地裁決定が『宗教法人及び信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではない』と記していることに首を傾げざるを得ない。今回の政府対応によって宗教法人解散のためのハードルが著しく下がり、しかもその条件が不明瞭になってしまった。」

⑤ 松崎智海（浄土真宗本願寺派永明寺住職）

「教団は2009年のコンプライアンス宣言以降、一定の改善努力を続けてきた。教団全体を一律に「悪」と断じて排除することの危険。過去には問題があったとしても、今は教団内での是正や内部批判もあり、変化の兆しが見られること、そして信者の中にはその信仰に救われている人もいることを踏まえ、外部が一方向的に信仰を「間違っている」「洗脳だ」と決めつけ、対話を拒否することは、信教の自由に反し、かえって分断と偏見を生む。」

⑥ 窪田順生（ジャーナリスト）

「解散命令出ましたね。これまで著書等で日本社会での旧統一教会信者の扱いを『非国民』に喩えてきましたが、これで本当にそうなるかもしれません。」

(2) 結語

仮に東京高等裁判所が誤った世論・空気に支配されて原決定を肯認すれば、日本の司法に対する国内外の信頼は地に落ち、いずれ歴史の厳しい審判を受ける。

旧憲法下最悪の宗教弾圧事件とされる「第2次大本事件」(教祖・幹部らが治安維持法違反等に問われた刑事事件)の控訴審で、メディアに煽られ過熱する世論に抗い、法の正義に対する信念と勇気をもって逆転無罪判決を言渡した高野綱雄裁判長のような法律家としての矜持を持つ裁判官が令和の世にもいることを祈る。

以上